警総甲達第１１号
平成１８年７月３日

各部、課、所、隊、校、署長　　殿

福井県警察本部長

公安委員会及び警察本部長における福井県情報公開条例審査基準について

公安委員会及び警察本部長が行う公開・非公開の判断については、福井県公安委員会及び福井県警察本部長における福井県情報公開条例審査基準の制定について（平成１４年警県甲達第１号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、これまでの裁判例及び答申例を踏まえて一部見直しを行い、新たに別添のとおり「公安委員会及び警察本部長における福井県情報公開条例審査基準」を定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

公安委員会及び警察本部長における福井県情報公開条例審査基準

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。この審査基準は、こうした観点から、福井県情報公開条例（平成１２年条例第４号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う公文書の公開・非公開の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

公開・非公開の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の公開請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、この審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第１　基本事項

１　公開・非公開の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨に基づいた県政を推進するためには、県が、県政を負託している県民に対して、その諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則公開との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の安全と秩序の維持、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならないこととしている。

なお、条例第７条の規定の適用により非公開とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に公開ができることとされている（条例第９条）。

２　非公開情報の取扱い

条例第７条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、非公開情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では非公開情報の範囲はできる限り限定したものとすると

の基本的な考え方に立っており、条例第９条（公益上の理由による裁量的公開）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は非公開情報であっても公開することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、公開してはならないこととなる。公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されているときの非公開情報の取扱いは、公文書の一部公開（条例第８条）の問題である。

3　非公開情報の類型

条例第７条各号の非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非公開情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報について、第１号のただし書の情報に該当するため同号の非公開情報には該当しない場合であっても、他の号の非公開情報に該当し非公開となることはあり得る。

したがって、ある情報を公開する場合は、条例第７条各号の非公開情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4　条例第７条各号の「公にすること」

条例第７条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求ができることから、公開請求者に公開するということは、何人に対しても公開を行うことが可能であるということを意味する。

したがって、第７条各号における非公開情報該当性の判断に当たっては、公開請求者に公開することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

5　非公開情報該当性の判断の時点

非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。

なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

第２　非公開情報

１　条例第７条第１号（個人情報）に基づき非公開とする情報の基準

(1)　[条例の定め]

　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人および日本郵政公社の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職および氏名に係る情報にあっては、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るものその他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

(2)　[条例の解釈]

　本号は、個人のプライバシーその他の正当な権利利益を保護する趣旨で設けられたものである。

　プライバシーの具体的内容及び範囲は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でなく、個人の価値観により見解が分かれることが少なくない。このため、本号では、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーが最大限に保護されるよう、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは、プライバシーに該当するか否かの判断を行わずに原則として公開しないこととした。その上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないものや個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものを、本号ただし書で例外的に非公開情報から除くこととした。

ア　「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的に

は、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、住所、財産の状況、所得その他一切の個人に関する情報をいう。

イ　個人に関する情報であっても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、本条第２号で判断することとしたので、本号の個人に関する情報の範囲から除外するものである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない情報（家族構成等）は、本号に含まれる。

ウ　「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、氏名、住所、生年月日等の記載から直接的に特定の個人を識別することができる情報のほか、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、間接的に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

エ　個人の氏名等が記録されている公文書であっても、氏名等を削除することにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、本号に該当しないものとして氏名等を除いた部分を公開しなければならない（第８条第２項）。

オ　「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未公表の著作物など、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、カルテ、反省文などの個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報をいう。

カ　ただし書イについて

(ｱ)　「公にされ……ている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう。法令の規定により公にされている情報としては、商業登記簿に登記されている法人の役員名等があり、慣行として公にされている情報には、受彰者名簿、審議会の委員名簿等がある。

(ｲ)　「公にすることが予定されている情報」には、公にされることが時間的に予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

キ　ただし書ロについて

(ｱ)　「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活または財産」に現実に被害が発生している場合に限られず、これらの法益が侵害されるおそれがある場合を含む。

(ｲ)　「公にすることが必要であると認められる」かどうかの判断は、非公開により保護される第三者の利益と公開により保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量することによって行う。

(ｳ)　ただし書ロに該当すると認められる第三者に関する情報が記録された公文書を公開しようとする場合には、当該第三者の権利利益を保護する

ための手続をとらなければならない（第１４条第２項、第３項）。

ク　ただし書ハについて

(ｱ)　「公務員等」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の職員をいい、一般職・特別職又は常勤・非常勤を問わない。したがって、国会議員、地方議会議員及び附属機関の委員もこれに含まれるが、懇話会の委員等公務員としての地位を有しない者は含まれない。

(ｲ)　「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。したがって、職員としての身分取扱いや給与等の情報は、当該公務員等にとっては、職務の遂行に係る情報には当たらないものである。

(ｳ)　「公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るもの」を除いたのは、警察職員（警察法第３４条第１項および第５５条第１項に規定する職員をいう。）のうち一定の職にある者については、その職務の特殊性のため、氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、氏名を非公開としたものである。

(ｴ)　「公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」とは、当該公務員等が担当する職務内容等により、その職及び氏名を公にすると、当該公務員等の私生活が公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがある場合等をいう。

ケ　情報公開制度は何人にも公開する制度であり、本号においても公開請求者がだれであるかによる区別を設けていない。したがって、特定の個人に関する情報が記録されている公文書について本人から公開請求があっても、本人以外の者からの請求と同様の扱いとなり公開することはできない。

なお、このことは、この条例の規定による公開ができないということにすぎず、当該本人に対する適切な情報の提供までを禁止しているものでない。

(3)　[運用の基準・具体例]

被疑者（被告人）及び被害者の個人情報犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア　被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、公開決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開する。

被疑者（被告人）の氏名等が公開決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、福井県警察及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開する。

(ｱ)　警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

(ｲ)　被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ｳ)　公開請求から公開決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ　被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非公開とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、福井県警察及び他の県警察等が行った広報の範囲内で例外的に公開する。

(ｱ)　警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

(ｲ)　被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ　上記イのただし書における個人情報の例外的公開に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

2　条例第７条第２号（法人等事業情報）に基づき非公開とする情報の基準

(1)　[条例の定め]

　法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(2)　[条例の解釈]

　本号は、公にすることにより、自由な経済活動が認められている法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報は原則として公開しないこととし、公益上の観点から、公にすることの利益が優越するものについては例外的に公開することとしたものである。

ア　「法人その他の団体」とは、営利法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人その他の法人格を有する団体のほか、法人格は有しないが団体としての規約を有し、かつ、代表者の定めのある団体（いわゆる権利能力なき社団等）をいう。ただし、国、独立業法法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は除かれ、これらに関する情報については他の非公開情報の規定で判断されることになる。

イ　「事業を営む個人」とは、地方税法第７２条の２第７項から第９項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

ウ　「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうが、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（事業主の家族構成等）は、本号に該当せず、第１号で判断するものである。

エ　「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいい、財産的利益に限らず、非財産的利益についても保護の対象となる。

(ｱ)　生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの

(ｲ)　人事、財務、労務等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの

(ｳ)　その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等（宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等を含む。）が損なわれるおそれがある情報

オ　ただし書については、第１号ただし書ロの解説を参照のこと。

(3)　[運用の基準・具体例]

　「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがあるもの」

ア　営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は公開する。また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、公開する。

イ　入札に関する文書（競争入札参加者名簿、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、第２号に該当し非公開とする。

　また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、第２号に該当し非公開となる。（なお、重畳的に条例第７条第３号（犯罪捜査等情報）にも該当する場合があり得る。）

3　条例第７条第３号（犯罪捜査等情報）に基づき非公開とする情報の基準

(1)　[条例の定め]

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2)　[条例の解釈]

本号は、公共の安全と秩序を維持する活動の有効かつ効率的な執行を確保するため、公にすることにより、これらに支障を及ぼすおそれのあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は公開しないことを定めたものである。

ア　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

(ｱ)　「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、第３号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、第３号に該当する。

(ｲ)　ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含

む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、第３号に含まれる。

　また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、第３号に含まれる。

　一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、第３号ではなく、第４号の行政規制等情報又は第７号の事務執行情報の規定により公開・非公開が判断されることになる。

ア　「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、第３号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

(3)　[運用の基準・具体例]

ア　福井県公安委員会及び福井県警察の保有する情報の中で第３号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

(ｱ)　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

(ｲ)　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

(ｳ)　公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

(ｴ)　捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがあるもの

(ｵ)　犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、

公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

(ｶ)　犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

(ｷ)　犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

(ｸ)　被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記第３号の「条例の解釈」１－(2)のとおり第３号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ第３号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、第３号に該当し、非公開とする。

ウ　警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、第３号に該当し非公開とする。

これらの情報で、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非公開とする。

なお、警備実施等に従事する延べ人数等県警察又は他の都道府県警察において広報された情報は、公開する。

４　条例第７条４号（行政規制等情報）に基づき非公開とする情報の基準

(1)　[条例の定め]

　県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う防災、衛生、営業、交通等に係る規制に関する情報であって、公にすることにより、人の生命、健康、生活または財産の保護に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2)　[条例の解釈]

　本号は、人の生命、健康、生活または財産の保護といった公共の安全と秩序の維持のうち、前号に規定する犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたもの以外で、公にすることにより、これらに支障を及ぼすおそれのある情報は公開しないことを定めたものである。

　本号は、第７号と一部重複する内容を含んでいるが、公にすることによって、事務執行を阻害することはないが、人の生命、健康等の保護に支障を及ぼすこととなるものが考えられることから、独立した非公開情報としたものである。

ア　「人の生命、健康、生活または財産」には、人の地位、名誉、自由等を含み、「保護」とは、それらを危険から保護し、または当該危険を除去することをいう。

イ　「防災、衛生、営業、交通等に係る規制」とは、風俗営業の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する規制をいう。

5　条例第７条５号（任意提供情報）に基づき非公開とする情報の基準

(1)　[条例の定め]

　個人または法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であって、個人または法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(2)　[条例の解釈]

　個人及び法人等に関する情報の中には、一般にはまだ知られていない情報、内部管理情報、特定の情報源から得た情報等、通例、他人に提供されないか、または公にしないことを前提としなければ他人に提供されないものがある。このような情報を実施機関が保有していることのみを理由として、当然に他人に対しても公開されるとするのは合理的でない。

　本号では、このような情報について一定の要件を満たすものは、公開しないこととしたものである。したがって、任意に提供された情報のすべてが本号に該当するというものではない。

ア　「個人」には、事業を営む個人も含まれる。また、「法人等」には県、国及び他の地方公共団体は含まれない。

イ　「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関が事務又は事業を実施する上で必要であるため、個人又は法人等に依頼し、提供された場合をいい、個人又は法人等から自発的に提供された場合は含まない。

ウ　「公にしないことを条件として」とは、個人又は法人等が非公開の条件を一方的に付しただけでは足りず、実施機関が当該条件を了承していることが必要である。

エ　「任意に提供した情報」には、実施機関が情報の提供を求める法的権限を有しており、その権限を行使することにより提供された情報は該当しない。

オ　「個人または法人等における通例として」とは、当該個人又は法人等が公にしないことが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、当該個人又は法人等が属する社会、業界、業種等の通常の慣行に照らして、非公開とすることが通例であるかどうかを判断する。

カ　ただし書については、第１号ただし書ロの解説を参照のこと。

(3)　[運用の基準・具体例]

　警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けた情報等警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、非公開とする。（状況によっては、第７条第３号（犯罪捜査等情報）が重ねて適用される場合もあり得る。）

6　条例第７条第６号（審議、検討等情報）に基づき非公開とする情報の基準

(1)　[条例の定め]

　県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(2)　[条例の解釈]

　県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされ、又は情報が尚早な時期に公にされると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

　本号は、このような情報について、公開しないことを定めたものである。

ア　「県」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含み、実施機関であるなしを問わない。

　「国および他の地方公共団体」についても同様である。

イ　「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間」とは、それぞれの内部のほか、県と国、県と独立行政法人等、県と他の地方公共団体、県と地方独立行政法人、国と他の地方公共団体、国と独立行政法人等、国と地方独立行政法人、他の地方公共団体と他の地方公共団体、他の地方公共団体と独立行政法人等、他の地方公共団体と地方独立行政法人、独立行政法人等と地方独立行政法人の相互間をいう。

ウ　「審議、検討または協議に関する情報」には、審議、検討又は協議に当たって行われる調査、研究、意見調整、打合せ、照会、回答等が含まれる。

エ　それぞれの「おそれ」があるかどうかは、それぞれの支障が「不当」にもたらされるものであるかどうかを、説明責務の観点から公開することの利益と、非公開とすることの利益とを比較衡量することにより判断しなければならない。したがって、公開することの利益を考慮しても、なお、公開のもたらす支障が重大な場合で、非公開とすることに合理性が認められる場合に、初めて、非公開となるものである。

(3)　[運用の基準・具体例]

意思決定後の取扱い等

　審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、第６号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定

を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して第６号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、第６号に該当し得る。

　なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に第６号に該当する可能性が低いものと考えられる。

7　条例第７条第７号（事務執行情報）に基づき非公開とする情報の基準

(1)　[条例の定め]

　県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ　県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2)　[条例の解釈]

　本号は、公にすることにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は公開しないことを定めたものである。

ア　「県、国または他の地方公共団体が行う事務または事業」には、県、国又は他の地方公共団体が行うすべての事務又は事業が含まれる。

イ　「事務または事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に価する場合にのみ非公開にし得るということを明確にする趣旨である。

ウ　「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、次の点に留意しなければならない。

(ｱ)　「当該事務または事業」は、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあっては、将来行われる同種の事務又は事業を含むものであること。

(ｲ)　「適正」という要件を判断するに際しては、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならないこと。

(ｳ)　「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならないこと。

(ｴ)　「おそれ」については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に価する程度の蓋然性がなければならないこと。

エ　条例に規定されているイからホは、限定列挙ではなく、公開により事務

又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したものである。したがって、イからホまでに掲げられた事務以外の事務又は事業に関する情報も本号の対象となり、また、イからホまでに掲げられた事務についても、それぞれに掲げられた支障以外の支障が生ずる場合を除外する趣旨ではない。

(3) [運用の基準・具体例]

福井県公安委員会及び福井県警察において特記すべきものとしては、次のものがある。

[検定の実施基準]

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、第７号に該当し非公開とする。

8　条例第７条第８号（法令秘情報）に基づき非公開とする情報の基準

(1)　[条例の定め]

> 法令もしくは他の条例の定めるところによりまたは実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2)　[条例の解釈]

本号は、法令又は他の条例の定めるところにより公にすることができない情報は、この条例によっても公開できないことを確認的に規定するとともに、国の機関からの法的拘束力を持った指示により公にすることができない情報についても、公開しないことを定めたものである。

ア　「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。

イ　「法令もしくは他の条例の定めるところにより」公にすることができないと認められる情報とは、法令又は他の条例の明文の規定により公にすることが禁止されている情報をはじめ、他目的使用が禁止されている情報、個別法による具体的な守秘義務が課せられている情報、手続の非公開が定められている情報等法令又は他の条例の趣旨及び目的から公にすることができないと認められる情報をいう。

ウ　「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務における各大臣からの指示（地方自治法第２４５条の７）等法的拘束力のあるものをいう。

第３　公文書の一部公開

１　条例第８条に基づく公文書の一部公開

(1)　[条例の定め]

第８条　実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　公開請求に係る公文書に前条第１号に掲げる情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(2)　[条例の解釈]

本条第１項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合であっても、当該公文書の全体について非公開とするのではなく、原則として、非公開情報が記録された部分を除いて一部公開しなければならない旨を定めたものである。

第２項は、個人に関する情報が記録された公文書の一部公開について定めたものである。

ア　「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき」とは、非公開情報が記録された部分とそれ以外の部分とを区分することが容易で、しかも、非公開情報が記録された部分を物理的に除くことが技術的にも容易な場合をいう。

イ　「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開情報が記録されている部分を除いた部分が、それ自体としては無意味な文字や数字のみとなる場合等をいう。

ウ　「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の記載を削除して特定の個人が識別されないようにすることにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

なお、未公表の著作物やカルテなどの個人識別性のある部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報には、第２項の適用はない。

エ　「同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、本来、個人に関する情報は、個人識別性のない部分も含めて全体として第７条第１号の非公開情報に該当するものであるが、個人識別性のない部分については、非公開情報とは取り扱わないということである。

第４　公文書の存否に関する情報についての基準

１　条例第１０条に基づく公文書の存否に関する情報

(1)　[条例の定め]

第１０条　公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(2)　[条例の解釈]

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきであるが、第１０条は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる場合について定めたものである。

ア　「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、特定の個人の病歴に関する情報や分野を特定した実施前の試験問題に関する情報等、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより、本来非公開情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

イ　第１０条の適用が必要な類型の公開請求については、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならない。

(3)　[運用の基準・具体例]

具体的には、次のような例が考えられる。

①　特定の個人の前科、前歴に関する情報（第１号）

②　特定の個人の病歴に関する情報（第１号）

③　先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第２号）

④　犯罪の内偵捜査に関する情報（第３号）

⑤　公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第３号）

⑥　買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第５号）

⑦　特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第６号）

第５　代表的な文書類型ごとの基準

１　公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として公開するが、記載内容中に条例第７条各号に掲げる非公開情報がある場合は、当該情報は非公開とする。

非公開となる情報として、次のような例が考えられる。

(1)　捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第７条第３号）

(2)　特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第７条第３号）

(3)　委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第７条第６号）

２　会計支出文書

(1)　共通事項

ア　警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、この審査基準第１及び第２（条例第７条各号の非公開情報）に基づくものとする。

イ　警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、この審査基準に定める条例第７条第２号(法人等事業情報)の解釈及び運用によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第７条第３号（犯罪捜査等情報）に該当し、非公開とする。

(2)　旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第７条第３号）がないと認められるものは、公開する。ただし、条例第７条第１号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の公開・非公開を検討するに際しては、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断するものとする。

(3)　捜査費

捜査費の支出に関する予算執行関係文書についての公開・非公開は、この審査基準に定める条例第７条第３号（犯罪捜査等情報）の解釈及び運用等によるほか、次による。

ア　個別の執行に係るものは、原則としてすべて(職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等)非公開とする。

イ　県警察全体の捜査費執行額総額(月別・年別)及び所属別捜査費の年度別の所属別支出額については、原則として公開する。

ウ　所属別捜査費の月別執行額については、捜査活動への反映状況等に照らして判断し、個別の捜査活動等に支障が生ずるおそれがないと認められるものは、原則として公開する。

(4)　食糧費

食糧費の支出に関する予算執行関係文書についての公開・非公開は、当該食糧費の支出に係る警察活動､事務事業の目的、内容等及び個々の情報に照らして判断し、個別の犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは、原則として公開する。

(5)　入札関係文書の予定価格に関する情報

各種入札に係る予定価格で、公表することによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、第７条第７号（事務執行情報）に該当し、非公開とする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定）」により公表するものについては、公開する。

(6)　職員宿舎の所在地に関する情報

職員宿舎の所在地に関する情報については、公にすることにより、当該宿舎に対する不法行為がなされ、又は、当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、条例第７条第３号（犯罪捜査等情報）に該当し、非公開とする。ただし、市区町村名までは公開する。

３　警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

(1)　基本的考え方

福井県警察の定員数に関する情報は、原則として公開する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非公開となる。

(2)　福井県警察の職員数に関する情報

福井県警察の所属別定員に係る情報は、３―(1)（基本的考え方）に従い公開する。

４　都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する通知書（いわゆる事件通報）

(1)　内偵捜査中の事件以外の事件に関する通知書

ア　個人情報について

この審査基準第２、１（条例第７条第１号（個人情報）関係）に従って対応する。

イ　個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第７条各号の非公開情報に該当するか否かを個別に判断する。

非公開情報のうち、条例第７条第３号（犯罪捜査等情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

①　犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

②　公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

③　捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

④　具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非公開情報に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、公開請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、公開・非公開の判断に影響を与える要素の一つである。

5　情報通信システムに関する情報を記載した文書

情報セキュリティ対策に関する情報

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第７条第３号（犯罪捜査等情報）に該当し、非公開とする。（なお、重畳的に条例第７条第７号（事務執行情報）にも該当する場合があり得る。）

6　「訴訟に関する書類」について

(1)　基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第７条により、刑事訴訟法第５３条の２が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

情報公開条例の適用除外（条例第３８条の３）とされる「訴訟に関する書類」

とは、刑事訴訟法第４７条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わない。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」)。

(2)　送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、情報公開条例の適用除外となる。

7　訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における公開・非公開の判断、公開手続等に服させることが妥当であることから、情報公開条例の適用除外となる。

8　公文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが、公文書に添付されている場合であっても、実質的に当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該公文書と一体のものとはみなされず、情報公開条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該公文書と一体のものとみなされることから、情報公開条例の適用対象となる。

第６　標準処理期間

(1)　[条例の定め]

第１２条　前条第１項または第２項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して１５日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

３　公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して４５日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前２項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第１項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この項を適用する旨およびその理由

(2)　残りの公文書について公開決定等をする期限

４　実施機関は、前項の規定による通知をした場合において、同項第２号の期限を公開請求があった日から起算して３月を経過した後としたときは、遅滞なく、第２１条第１項の福井県公文書公開審査会に対し、その旨を報告しなければならない。

(2)　[条例の解釈]

ア　第１項、第２項関係

(ｱ)　「公開請求があった日」とは、公開請求書が窓口等に到達し、実施機関が了知可能な状態になった日をいう。

(ｲ)　「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、次のような理由により、実施機関が公開請求のあった日から起算して１５日以内に公開決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に公開決定等をすることができない場合をいう。

ａ　公開請求に係る公文書が大量であり、公文書の検索および内容の確認に相当の日数を要すること。

ｂ　公開請求に係る公文書に記録されている情報の内容が複雑なため、当該情報の内容の確認に相当の日数を要すること。

ｃ　公開請求に係る公文書に福井県公安委員会及び福井県警察本部長以外のものに関する情報が記録されているため、そのものの意見を聴く必要があること。

ｄ　年末年始等をはさみ事務処理の日数が不足すること。

ｅ　天災の発生や一時的な業務量の増大等

イ　第３項関係

(ｱ)　第３項は、公開請求に係る公文書の量が著しく大量であるため、これを４５日以内に処理することが不可能な場合又は４５日以内に処理するためには他の事務を停止するなど、公開請求を処理する部署の通常の事務の遂行が著しく停滞する場合の特例である。

(ｲ)　「相当の部分」とは、本項が公開請求に係る公文書について、公開決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が４５日以内に努力して処理することができる部分であって、公開請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。

(ｳ)　「相当の期間」とは、残りの公文書について、実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。

ウ　第４項関係

長期にわたる決定期限特例適用については、第三者機関の関与により、その運用の妥当性を確保する趣旨である。本号の報告に対して福井県公文書公開審査会から意見が述べられた場合は、通知した最終の決定期限以前に公開決定等を行うなど適切な対応に努めなければならない。